

各職員の担当事務と適用される規制との対応関係

	全職員に適用される規制			特定の事務に携わる職員に適用される規制 (全職員に適用される規制に加えて適用)
	職務上知ることができた秘密を利用した金融取引等	日本銀行における地位や職務を利用した私募ファンド等の取得	短期売買等	
管理職の職員	禁止(4.(1))	禁止(4.(2))	自粛(4.(3)イ.) やむを得ない事情により行った場合には報告(4.(3)ハ、ニ、本文) やむを得ない事情のうち類型化されていないものに該当するとの判断にあたっては、事前照会を行うよう努める(4.(3)ニ、ただし書き)	
金融政策決定会合に出席する職員				金融政策決定会合の7日前から終了日まで、流動性預貯金の預入れ・引出しなど一部を除く金融取引等禁止(5.(1)イ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(1)ロ、ハ.)
金融市場調節に携わる職員				金融市場調節において日本銀行が売買の対象とする国債その他の債券の取得・処分禁止(5.(2)イ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(2)ロ.)
外国為替平衡操作に携わる職員				残高5万米ドル超の外貨預金の預入れ・引出し、外国通貨で表示される有価証券等の取得・処分、通貨にかかる先物取引、オプション取引その他のデリバティブ取引等、通貨の価格により給付金の合計額が変動する保険契約の締結・解除・内容変更禁止(5.(3)イ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(3)ロ.)
当座預金取引もしくは貸出取引の相手方に関する選定基準の企画立案、当座預金取引先もしくは貸出取引先もしくは金融市場調節の対象先の選定、審査またはオフサイトモニタリングに携わる職員				取引先株式等の取得・処分禁止(5.(4)イ.) 支店において審査またはオフサイトモニタリングに携わる職員への適用にあたっては、規制対象の取引先株式等の範囲を限定(5.(4)ロ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(4)ハ.) 上席審査役および審査役は、取引先株式等の保有状況を報告(5.(5))

	全職員に適用される規制			特定の事務に携わる職員に適用される規制 (全職員に適用される規制に加えて適用)
	職務上知ることができた秘密を利用した金融取引等	日本銀行における地位や職務を利用した私募ファンド等の取得	短期売買等	
管理職以外の職員	禁止(4.(1))	禁止(4.(2))	取引先株式等の短期売買、信用取引、先物取引、オプション取引その他のデリバティブ取引等を自粛(4.(3)ロ.) 自粛対象外のものを含め、短期売買等を行った場合には報告(4.(3)ホ.本文) やむを得ない事情のうち類型化されていないものに該当するとの判断にあたっては、事前照会を行うよう努める(4.(3)ホ.ただし書き)	
金融政策決定会合に出席する職員				金融政策決定会合の7日前から終了日まで、流動性預貯金の預入れ・引出しなど一部を除く金融取引等禁止(5.(1)イ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(1)ロ.、ハ.)
金融市場調節またはこれを補助する事務に携わる職員				金融市場調節において日本銀行が売買の対象とする国債その他の債券の取得・処分禁止(5.(2)イ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(2)ロ.)
外国為替平衡操作またはこれを補助する事務に携わる職員				残高5万米国ドル超の外貨預金の預入れ・引出し、外国通貨で表示される有価証券等の取得・処分、通貨にかかる先物取引、オプション取引その他のデリバティブ取引等、通貨の価格により給付金の合計額が変動する保険契約の締結・解除・内容変更禁止(5.(3)イ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(3)ロ.)
当座預金取引もしくは貸出取引の相手方に関する選定基準の企画立案、当座預金取引先もしくは貸出取引先もしくは金融市場調節の対象先の選定、審査もしくはオフサイトモニタリングまたはこれらを補助する事務に携わる職員				取引先株式等の取得・処分禁止(5.(4)イ.) 支店において審査またはオフサイトモニタリングに携わる職員への適用にあたっては、規制対象の取引先株式等の範囲を限定(5.(4)ロ.) やむを得ない事情により行おうとする場合には、あらかじめ報告(5.(4)ハ.)